

平成30年2～3月

精神障害者雇用促進キャンペーン実施中！

○ 4月からの**精神障害者の雇用義務化**に向け、障害者の方の雇用促進及び職場定着が進むよう、経済団体や企業等への**周知啓発活動を実施中**です！

- 労働局幹部職員が地域の障害者多数雇用事業所を訪問
- 労働局・ハローワーク幹部職員が経済団体や事業主へ雇用のノウハウを提供し、障害者雇用促進を要請
- このほか、あらゆる機会を通じた周知・啓発を実施

障害者の雇用により、以下のことが期待されます！

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「**共生社会**」の実現。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な**労働力の確保**につながる。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても**安全で働きやすい職場環境**が整えられる。

I 平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります！

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

II 法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります！

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

III 精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります！

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方

かつ、

平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

※施行日（30.4.1）前の雇入れ等でも措置の対象となる場合あり



雇用率算定方法

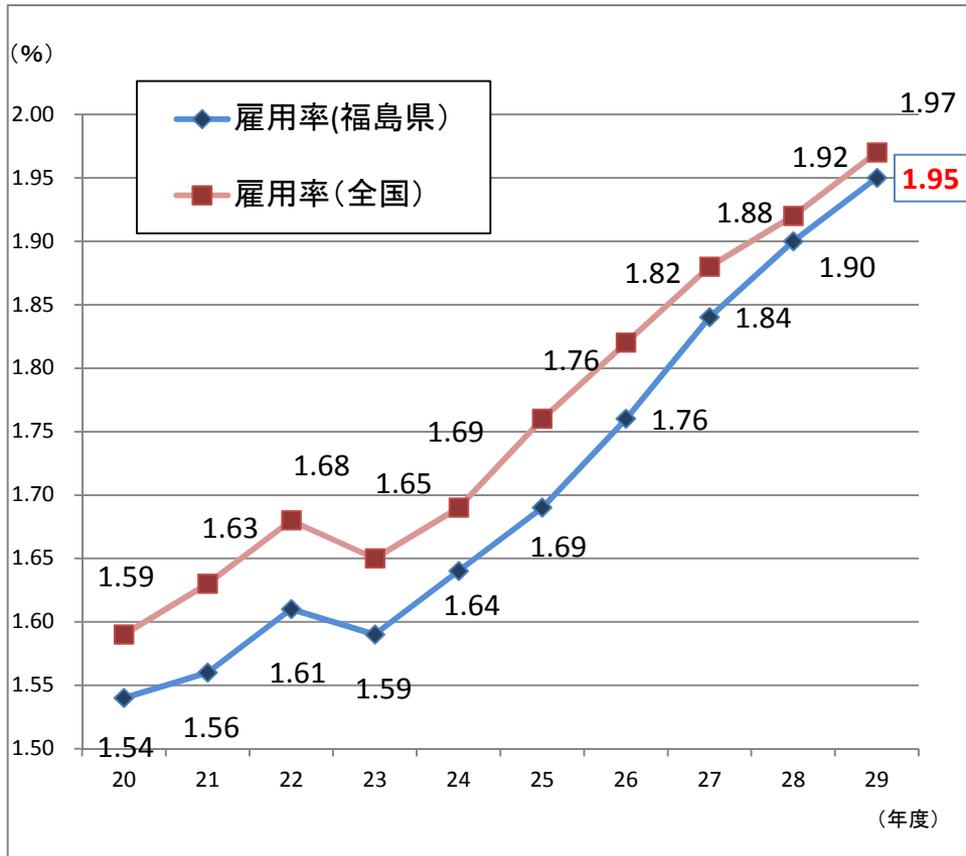
〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

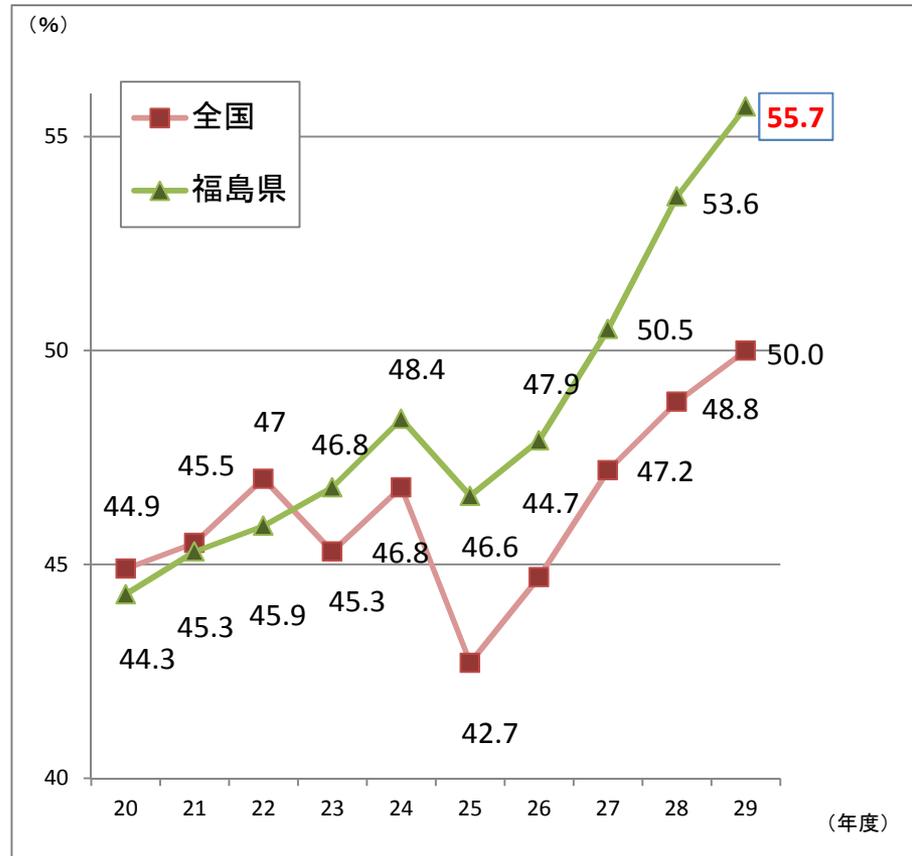
障害者雇用率の現状(福島県)

- 雇用率は依然として全国平均を下回っている。 H29.6.1時点(全国1.97%、福島県1.95%)
- 雇用率達成企業割合は全国平均を上回っている。 H29.6.1時点(全国50.0%、福島県55.7%)

雇用率の推移(各年度6.1現在)



達成企業割合の推移(各年度6.1現在)

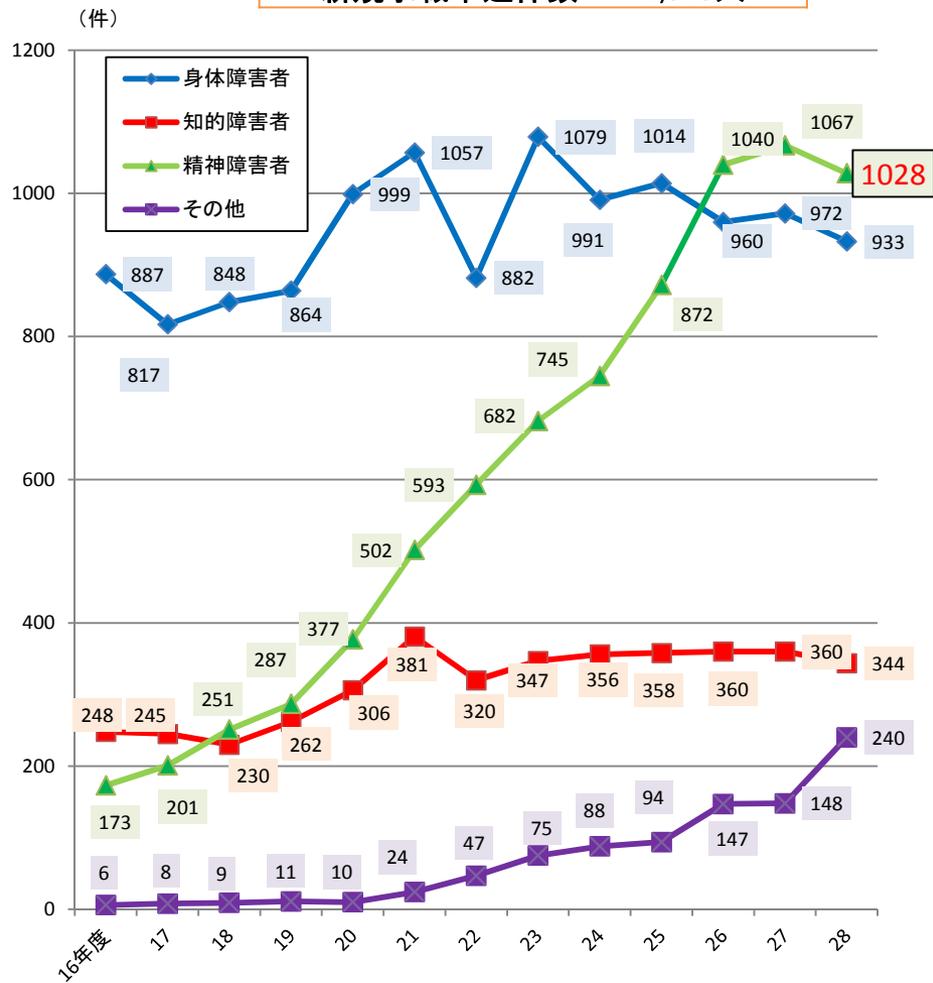


(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。
 2 対象企業は平成24年まで56人以上、平成25年より50人以上の規模となっている。
 3 ハローワークにおける障害者の就職及び新規申込件数は平成29年12月末現在。

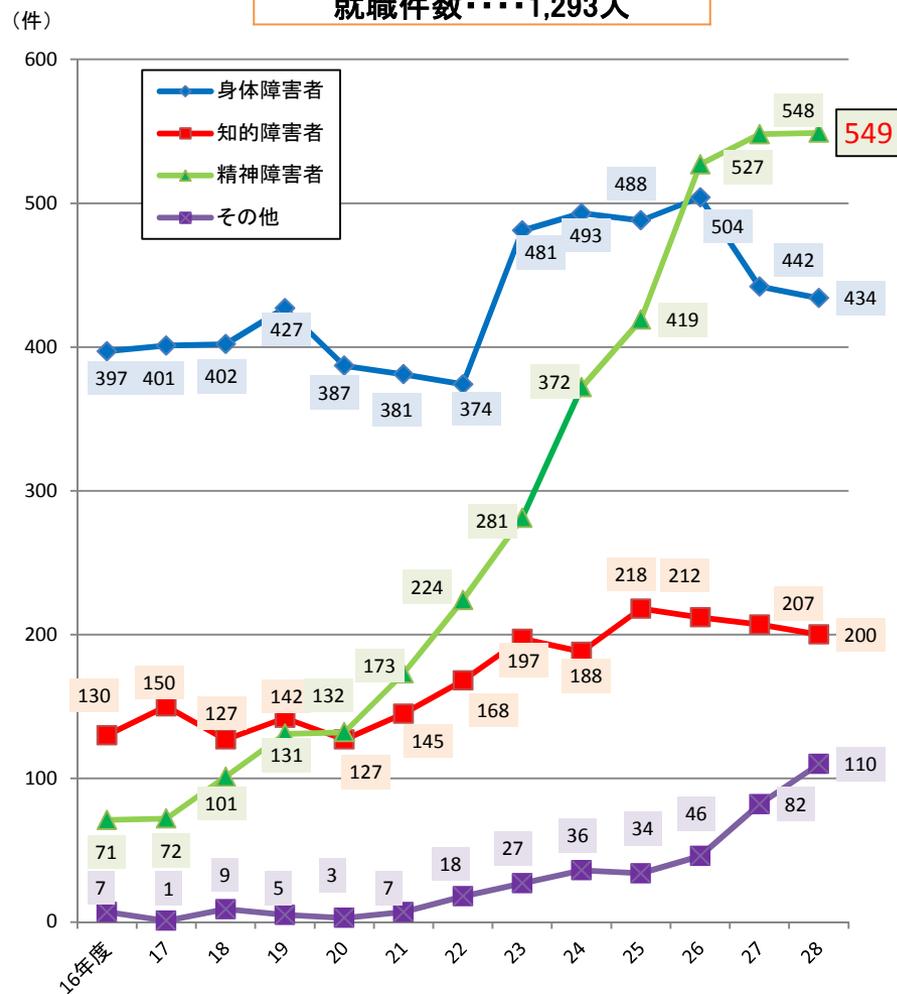
ハローワークにおける障害者種別ごとの職業紹介状況(福島県)

○平成26年度以降、**3年連続**で**精神障害者**の新規求職申込件数・就職件数が身体障害者の新規求職申込件数・就職件数を**上回っている**。

新規求職申込件数……2,545人



就職件数……1,293人



株式会社とうほうスマイル 訪問レポート

福島労働局職業安定部

平成30年4月から精神障害者が雇用義務の対象となり、併せて障害者法定雇用率が引上げ(2.0%→2.2%)になります。

精神障害者雇用促進キャンペーン(平成30年2月～3月)の一環として、福島労働局長(島浦幸夫)が、株式会社とうほうスマイル(特例子会社(※))を訪問し、阿部邦昭社長との意見交換、職場視察などを実施しました。

※障害者雇用率制度においては、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしています。

訪問日

- 平成30年2月8日(木)



意見交換の様子



障がい者雇用への想い

- 代表取締役社長 阿部邦昭 様

社員それぞれの個性と能力を結集し業務に取り組んでおり、障がいの方が「働くことの幸福感」「仲間と協力して業務を達成する充実感」「社会に貢献している使命感」を少しでも感じられるように熱意をもって応援しています。また、障がい者に対する理解がすすみ雇用環境が良くなるよう取り組んで参りたいと思います。



障がい者雇用のポイント

- 常務取締役 大高敏雄 様

モットーは“明るく・楽しく・元気よく!!!” 多種多様な障がいを持った社員と向き合い、コミュニケーションを円滑にとることがそもそも難しい中で、日頃から挨拶・声掛け等を徹底し、心のケア、体調管理を手伝い社内のムード作りを大切にしています。経済的自立支援のサポートを通して、人間的な成長を応援しておりますが、社員の能力の高さに日々驚かされております。



株式会社とうほうスマイル

- 東邦銀行の特例子会社

<所在地> 福島市飯坂町平野字桜田3-4
(東邦銀行事務センター内)
<代表者> 代表取締役社長 阿部 邦昭
<従業員数> 26名(平成30年2月8日現在)
うち障がい者数18名(身体6名、聴覚4名、知的6名、精神2名)

<事業内容> 銀行付随業務である為替振込オペレーション、ICキャッシュカード発行、手形・小切手帳発行をはじめ、ポスターや役職員の名刺・ゴム印の作製等を取り扱っています。

設立の経緯

- 障がい者が中心に働く会社

株式会社とうほうスマイルは、障がい者の方がそれぞれの能力を発揮し、働き甲斐を感じながら経済的自立の一助となるよう設立された会社で、平成24年3月、東邦銀行のCSR活動充実を図るため、創立70周年記念事業の一環として設立されました。同年4月には、東北地方の金融機関として初めてとなる「特例子会社」に認定(ハローワーク福島)されています。

障がい者の方をサポート

- 業務部課長 佐藤信子 様

社員の皆さんに分かりやすい言葉、表現(手話も含め)を使っております。また安心して働けるように、母親目線で気を配り、サポートするよう心懸けております。



仕事のやりがいについて

- 精神障がい者の方(名刺担当)

現在、私は名刺係として仕事をしています。就職した当初は不安でいっぱいでしたが、周囲のサポートにより一人でこなせるようになりました。今は、一人暮らしをしており、毎日、家事を欠かさず行っています。今後は名刺だけではなく、様々な業務が行えるよう、日々の仕事に真剣に取り組んでいきます。



仕事に従事する障がい者の方々を視察

■ ゴム印作成の様子



■ 為替振込オペレーションの様子



■ 書類の発送の様子



■ 手形・小切手帳発行の様子



■ 名刺作成の様子



■ 障がい者の方と歓談

